

部局名	健康福祉部	所属名	国保年金課 国民年金室	所属長名	米倉 文子	電 話	483-1151 内線3160
-----	-------	-----	-------------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3143		事務事業名称	基礎福祉年金事業					短縮コード	経常	3143	臨時	3721
予算区分	会計	01	一般会計	款	03	民生費	項	01	社会福祉費	目	05	国民年金費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		国民年金法第3条3項 国民年金法施行令第1条の2							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和36年4月1日より国民生活の安定を計り、終身にわたって長い老後生活を経済面で確実に保障する制度の一環として、国民皆年金を実施し、平成12年4月1日より機関委任事務から法定受託事務に変更となる。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 景気の低迷による失業など厳しい経済情勢のもと、未納者が増加し納付率が低下した。平成16年制度改正等により、若年者の納付猶予制度、多段階免除、申請免除の所得基準の見直し及び申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及が創設されることによって、納付しやすい環境になる。また、平成22年4月に予定されている、年金制度の一元化法案についても、今後より具体的な方策が示されることになると思われる。				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして						
					大項目（節）	03	社会保障						
					中 項 目	03	国民年金						
					小項目（施策）	01	加入の推進・収納の支援						
						02	啓発活動の推進						
					細 項 目	01	加入対策の推進						
						02	保険料収納対策の支援						
実施計画の計画事業													
計画事業の位置付けの有無			☐	計画事業期間		平成21年4月 ～ 平成22年3月		計画事業費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	国民年金加入対象者（20才以上）						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成21年度に実際に行ったこと： 1. 異動業務 転入・転出・加入・喪失届の受理に関する事務。2. 免除業務 法定・申請免除・若年者納付猶予制度申請書・学生納付特例申請書の受理に関する事務。 3. 給付業務 老齢・障害基礎年金等の裁定請求書の受理に関する事務。 特別障害給付金の裁定請求書の受理に関する事務。 20歳前障害者・老齢福祉年金の定時届（所得調査）の受理に関する事務。 国民年金手帳再交付申請書の受理に関する事務。 4. 相談業務 老齢・障害基礎年金等に関する相談。 年金相談員による月1回の年金相談。						
	※平成22年度に計画していること： 1. 異動業務 転入・転出・加入・喪失届の受理に関する事務。2. 免除業務 法定・申請免除・若年者納付猶予制度申請書・学生納付特例申請書の受理に関する事務。 3. 給付業務 老齢・障害基礎年金等の裁定請求書の受理に関する事務。 特別障害給付金の裁定請求書の受理に関する事務。 20歳前障害者・老齢福祉年金定時届（所得調査）の受理に関する事務。 国民年金手帳再交付申請書の受理に関する事務。 4. 相談業務 老齢・障害基礎年金等に関する相談。 年金相談員による月1回の年金相談。						
意図 （何を狙っているのか）	国民年金加入対象者が、年金の受給資格を得る。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	20年度	21年度		22年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	国民年金第1号被保険者数	人	25,459	31,000	25,168	31,000
	指標2						
	指標3						
活動指標	指標1	国民年金第1号異動者数	人	14,815	16,000	14,381	16,000
	指標2	免除・納付猶予・学生納付特例申請者数	人	4,461	5,000	3,654	5,000
	指標3	年金相談員による年金相談件数	件数	34	34	27	34
成果指標	指標1	免除・納付猶予・学生納付特例承認者率	%	80	90	105	90
	指標2	老齢基礎年金受給申請者数	人	62	100	69	100
	指標3	障害年金申請者数	人	60	80	60	80
上位成果指標	指標1						
	指標2						
	指標3						

コード	3143	事務事業名称	基礎福祉年金事業			所属名	国保年金課 国民年金室
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			○法定受託事務という観点から、自治体独自での改革は困難であるが、今後も年金受給権に係る保険料納付・免除制度等について制度改正の動向を見ながら、引き続き周知していきたい。		
		☐ 手法プロセスの改革・改善					
		☐ 事業規模の拡大・縮小					
		☐ 統合・役割見直し					
	☐ その他						
		☐ 廃止・休止					
		☐ 事業完了					
		☒ 現状のまま継続					
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			○平成１６年度に年金法の改正があり、今後の国民年金に係る大幅な改正はしばらくは無いものと思われる。
				削 減	不 変	増 加	
		成 果	向 上	☐	☐	☐	
			不 変	☐	☒	☐	
			低 下	☐	☐	☐	

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など							
○国で定める免除承認基準（所得）の引き上げの見直しや、保険料が高く経済的に支払いが困難とか、年金制度の将来について不安だという声があった。 ○社会保険庁（現日本年金機構）業務に対する不信から、国民年金制度への不信感が高まった。 ○住民より年金制度の改革法案に対する批判等が多くあった。 ○社会保険庁（現日本年金機構）からの「ねんきん特別便」の送付に関する内容の理解性・周知に批判が多くあった。							

所属長コメント	○現在，異動届出等も含めすべての事務において，被保険者の資格・得喪と納付記録をその都度年金事務所へ照会を要するため対応に時間がかかり，市民の方にご迷惑をかけている状況である。このような状況を改善できるよう市でできることを模索しつつ，国民年金制度の重要性をさらに周知していきたいと考える。						
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。			
	☐ 手法プロセスの改革・改善						
	☐ 事業規模の拡大・縮小						
	☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他						
☐ 廃止・休止							
☐ 事業完了							
☒ 現状のまま継続							